

○倉敷市がんばる中小企業応援事業費補助金交付要綱

平成22年4月1日

告示第219号

(目的)

第1条 この要綱は、本市内の中小企業者又は中小企業者の団体（以下この条において「中小企業者等」という。）が、別表第1から別表第10までに規定する事業を行う場合に必要とする経費の一部について予算の範囲内で補助金を交付することにより、がんばる中小企業者等の新たな事業展開等を応援し、もって、地域経済を支える中小企業者等の競争力を高め、地域産業の振興に寄与することを目的とする。

2 補助金の交付に関しては、倉敷市補助金等交付規則（昭和43年倉敷市規則第30号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「中小企業者」とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 市内に住所及び事業所を有する個人
- (2) 市内に主たる事業所を有する会社

2 この要綱において「中小企業者の団体」とは、次の各号のいずれかに該当し、その構成員の2分の1以上が中小企業者であるものをいう。

- (1) 事業協同組合
- (2) 商工組合
- (3) 企業組合又は協業組合
- (4) 地域産業の振興を図ることを目的に設立された法人又は任意団体であって、規約等から市長が適當と認める団体

(交付対象)

第3条 補助金は、別表第1から別表第10までに規定する補助事業に必要な経費のうち、市長が必要かつ適當と認めるものについて交付する。ただし、対象経費には、消費税、地方消費税、印紙税、登録免許税、源泉所得税及び公証人手数料相当額を含まない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者が実施する事業については、補助金を交付しない。

- (1) 同一の事業に対して、本市又は他の団体から別に補助金の交付を受ける者
 - (2) 市税を滞納している者
 - (3) 公序良俗に反する事業を行っている者
 - (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が不適当と認める者
- (補助金の額)

第4条 補助金の額は、前条の規定及び別表第1から別表第10までの規定により算出して得た額とする。この場合において、補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

- (補助の制限)

第5条 別表第1から別表第5まで及び別表第7から別表第10までに規定する補助事業の1会計年度における補助金の交付は、1申請者につき当該補助事業ごとに1回限りとする。

- (交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、所定の交付申請書を別に定める期日までに市長に提出しなければならない。

- (研究開発事業の事前審査)

第7条 別表第1に規定する補助事業（以下「研究開発事業」という。）について、補助金の交付を受けようとする者は、前条の交付申請の前に、市長が別に定める期日までに所定の事業計画書を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の事業計画書の提出があったときは、これを審査し、事業の採否を決定し、所定の通知書により通知するものとする。
- 3 市長は、前項の審査を行うに当たって必要と認めるときは、審査機関を設置することができる。

- (補助事業の着手時期)

第8条 補助事業の着手時期は、次条の規定による交付決定のあった日以後でなければならない。ただし、市長において補助事業の性格上又はやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

- 2 前項ただし書の規定により補助金を受けようとする者は、第6条の交付申請書に、所定の事前着手理由書を添付しなければならない。

- (交付決定)

第9条 市長は、第6条の交付申請書の提出があったときは、これを審査し、補助金の交付の適否を決定し、所定の決定通知書により通知するものとする。

(申請の取下げ)

第10条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、交付の決定の通知を受けた日から起算して20日以内に、当該交付申請を取り下げることができる。

(補助事業の内容又は経費の変更)

第11条 補助事業者は、補助事業の内容又は対象経費の総額を変更しようとするときは、あらかじめ、所定の変更承認申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 市長において、補助事業の目的の達成に支障を来すことなく、かつ、事業の能率低下をもたらさない軽微な内容変更であると認める場合

(2) 対象経費の総額を20パーセント以内で増減する場合

2 市長は、前項の承認を行うに当たっては、必要な条件を付することができる。

(補助事業の中止又は廃止)

第12条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、所定の中止（廃止）承認申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(状況報告)

第13条 研究開発事業を行う補助事業者は、あらかじめ市長が指定する日における補助事業の遂行状況について、所定の遂行状況報告書により当該指定する日から起算して30日以内に市長に報告しなければならない。

(補助事業遅延等の報告)

第14条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき、又は補助事業の遂行が困難になったときは、速やかに所定の遅延等報告書を市長に提出し、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第15条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、その日から起算して30日を経過した日又は3月20日（閉庁日の場合は、その日後において最も近い閉庁日）のいずれか早い日までに、所定の実績報告書を市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第16条 市長は、前条の実績報告書の提出があったときは、これを審査し、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、所定の確定通知書により通知するものとする。

(補助金の支払)

第17条 市長は、前条の規定による補助金の額の確定後、補助金を支払うものとする。ただし、補助金の交付の目的を達成するため特に必要があると認めるときは、補助金の概算払又は前金払をすることができる。

(財産の処分及び管理)

第18条 補助事業者は、補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年を経過する日以前に、補助金により取得し、又は効用が増加した財産を処分しようとするときは、あらかじめ、所定の財産処分承認申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、当該財産の取得価格又は効用の増加価格が50万円未満のものは、この限りでない。

2 市長は、前項の承認をした補助事業者に対し、当該承認に係る財産を補助事業者が処分したことにより、当該補助事業者に収入があったときは、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を返還させることができる。

3 補助事業者は、補助事業が完了した後も、補助金により取得し、又は効用が増加した財産を善良なる管理者の注意をもって管理するとともに補助金交付の目的に従ってその効果的運用を図らなければならない。

(研究開発事業に係る実施結果の事業化等)

第19条 研究開発事業の補助事業者は、補助事業の実施結果の事業化に努めなければならない。

2 研究開発事業の補助事業者は、補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間、毎会計年度終了後30日以内に当該補助事業に係る過去1年間の事業化状況及び補助事業に基づく発明、考案等について特許権又は実用新案権を出願し、取得し、若しくは譲渡した場合、又はその実施権を設定した場合には、その状況について、所定の事業化状況等報告書により市長に報告しなければならない。

3 研究開発事業の補助事業者は、前項の規定による報告を行ったときは、その証拠書類を当該報告に係る会計年度の終了後3年間保存しなければならない。

(協力及び情報の公表)

第20条 補助事業者は、市長がその成果を調査し、公表し、又は普及を図るときは、これに協力するものとする。

2 市長は、補助事業者の氏名又は名称並びに補助事業の取組内容及び成果について、補助事業者の協力を得て、地域産業振興策の実例として公表することができる。

(補助金の経理等)

第21条 補助事業者は、補助金に係る経理についての収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(その他)

第22条 この要綱に定めるものほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

(関係要綱の廃止)

2 次に掲げる要綱（以下「廃止前の要綱」という。）は、廃止する。

（1） 倉敷市中小企業者等人づくり事業補助金交付要綱（平成8年倉敷市告示第148号）

（2） 倉敷市オンリーワン企業育成支援事業費補助金交付要綱（平成9年倉敷市告示第315号）

（3） 倉敷市中小企業等販路開拓支援事業補助金交付要綱（平成16年倉敷市告示第376号）

（4） 倉敷市中小企業地域資源活用促進事業費補助金交付要綱（平成19年倉敷市告示第665号）

(廃止要綱に関する経過措置)

3 この要綱の施行の日前に、廃止前の要綱の規定に基づき交付決定した補助金に係る財産処分、状況報告その他補助事業終了後の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則（平成24年3月19日告示第143号）

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成27年4月1日告示第203号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（平成28年3月30日告示第161号）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月14日告示第151号）

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月23日告示第161号）

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年2月25日告示第99号）

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月17日告示第116号）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。ただし、別表第10の改正規定は、告示の日から施行する。

別表第1（第1条、第3条—第5条、第7条関係）

研究開発事業

補助対象事業	新技術及び新製品の研究開発
対象事業者	中小企業者及び中小企業者の団体
補助率	3分の2
限度額	200万円
対象経費	原材料費、機械装置費、工具器具費、外注費、技術指導受入費、共同研究費、市場動向調査費（謝金、旅費、委託費）

備考

- 外注費、技術指導受入費及び共同研究費（以下「外注費等」という。）の各対象経費の上限額は、全補助対象経費の2分の1以内とする。
- 外注費等の対象経費の合計額は、全補助対象経費の3分の2以内とする。
- 市場動向調査費の対象経費の上限額は、全補助対象経費の3分の1以内とする。

別表第2（第1条、第3条—第5条関係）

農林水産物活用型商品開発事業

補助対象事業	市内の農林水産物を活用した新商品の開発
--------	---------------------

対象事業者	中小企業者及び中小企業者の団体
補助率	3分の2
限度額	50万円
対象経費	原材料費、機械装置費、工具器具費、外注費、技術指導受入費、市場動向調査費（謝金、旅費、委託費）

備考 市場動向調査費の対象経費の上限額は、全補助対象経費の3分の1以内とする。

別表第3（第1条、第3条—第5条関係）

産業財産権取得事業

補助対象事業	特許権、実用新案権、意匠権及び商標権の取得
対象事業者	中小企業者及び中小企業者の団体
補助率	2分の1
限度額	20万円
対象経費	弁理士費用、翻訳料

備考

- 1 日本国特許庁のほか、外国特許庁における権利取得を含める。
- 2 商標権については、地域団体商標の商標登録及び外国特許庁における権利取得のみとする。

別表第4（第1条、第3条—第5条関係）

販路開拓事業

補助対象事業	岡山県外での見本市及び展示会（物産展等主として販売を目的とするものを除く。）への出展
対象事業者	中小企業者及び中小企業者の団体
補助率	10分の10
限度額	（1） 国内での見本市及び展示会 10万円 （2） 外国での見本市及び展示会 20万円
対象経費	会場費（小間料）

備考 対象経費は、見本市及び展示会の主催者に直接支払ったものに限る。

別表第5（第1条、第3条—第5条関係）

共同出展型販路開拓事業

補助対象事業	岡山県外での見本市及び展示会(物産展等主として販売を目的とするものを除く。)への中小企業者3者以上による共同出展
対象事業者	中小企業者及び中小企業者の団体
補助率	(1) 会場費(小間料) 10分の10 (2) 広告宣伝費 3分の2
限度額	(1) 会場費(小間料) ア 国内での見本市及び展示会 20万円に出展者数を乗じて得た額 イ 外国での見本市及び展示会 30万円に出展者数を乗じて得た額 (2) 広告宣伝費 ア 国内での見本市及び展示会 50万円を限度として、10万円に出展者数を乗じて得た額 イ 外国での見本市及び展示会 50万円を限度として、15万円に出展者数を乗じて得た額
対象経費	(1) 会場費(小間料) (2) 広告宣伝費

備考

- 1つの小間又は連続する複数の小間を使用する出展に限る。
- 会場費(小間料)は、見本市及び展示会の主催者に直接支払ったものに限る。
- 広告宣伝費は、見本市及び展示会で使用し、かつ、歴史、文化、地域資源等本市の個性と魅力の発信に資する内容を含む看板、動画、パンフレット等の作成及び設置に要する費用に限る。

別表第6 (第1条、第3条、第4条関係)

人材育成事業

補助対象事業	(1) 中小企業大学校、中国職業能力開発大学校、岡山県産業振興財団、山陽技術振興会その他の研修実施機関又は団体が実施する研修の受講 (2) 従業員等を受講の対象とし、(1)に規定する研修実施機関又は団体から派遣される者が講師を務める研修の開催
--------	--

対象事業者	中小企業者及び中小企業者の団体
補助率	3分の2
限度額	20万円（1事業者当たりの年間総額）
対象経費	負担金（受講料），謝金（講師料），賃借料（会場使用料），委託費（研修の開催に係るものに限る。）

別表第7（第1条、第3条—第5条関係）

事業承継・M&A事業

補助対象事業	（1） 事業承継計画作成（そのための初期診断、課題分析及びコンサルティングを含む。），企業価値の算出及び知的財産診断 （2） 自社を売却するための専門事業者へのマッチング登録及び仲介委託
対象事業者	中小企業者
補助率	3分の2
限度額	50万円
対象経費	委託費（顧問料等、官公庁等への手続及びそのための書類作成並びに個別具体的な案件に関する訴訟及びトラブル対応に係る費用並びに成功報酬に係る費用を除く。）

別表第8（第1条、第3条—第5条関係）

女性起業家ネットワーク形成事業

補助対象事業	本市内における女性起業家、女性経営者（経営幹部を含む。）及び起業を目指す女性を対象とした交流会又は勉強会（10人以上の参加が見込まれるものに限る。）の開催
対象事業者	中小企業者（女性個人事業主又は代表者が女性である会社に限る。）
補助率	10分の10
限度額	10万円
対象経費	賃借料（会場使用料），謝金（講師料），印刷製本費，広告宣伝費

備考 宗教、政治、選挙及び営利を目的として開催される事業は、補助対象事業としない。

別表第9（第1条、第3条—第5条関係）

BCP策定支援事業

補助対象事業	BCP（事業継続計画）の策定
対象事業者	中小企業者及び中小企業者の団体
補助率	3分の2
限度額	30万円
対象経費	委託費（BCP（事業継続計画）の策定に係るものに限る。）

備考 BCP（事業継続計画）とは、企業が自然災害、火災等の緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限に留めつつ、中核となる事業の継続又は早期復旧を可能とするため、平時に行うべき活動、当該緊急非常時における事業継続のための方法及び手段等をあらかじめ取り決め、文書化したものという。

別表第10（第1条、第3条—第5条関係）

人材確保支援事業

補助対象事業	岡山県外における合同就職説明会及び合同就職面接会への参加
対象事業者	中小企業者及び中小企業者の団体
補助率	10分の10
限度額	20万円
対象経費	会場費（小間料）

備考 対象経費は、合同就職説明会及び合同就職面接会の主催者に直接支払ったものに限る。